

消費者支援ネット

ニュースレター

〒400-0834
山梨県 甲府市 落合町59-2
電話：055-243-2443
FAX：055-241-0597
Mail：info@yamanashi-csnet.jp

第4回総会報告

第4回総会が無事、終了いたしました！

*日時：2018年6月2日土曜日 10:30~11:45

*会場：「びゅあ総合」小研修室Ⅰ 甲府市 朝気 1-2-2



◇1号議案から5号議案すべてが満場一致で採択されました。

*花輪理事長あいさつ（概要。写真）

・設立より丸3年が経過しました。不当表示は正申入れなどに対して、事業者側からは誠実な是正回答があることなど、消費者被害防止等にとって意義ある活動となっていますし、この3年間で適格消費者団体の認定に足り得る実績を上げて参りました。当法人設立目標である「適格消費者団体（総理大臣認定）」申請の準備を進めること、将来的に早い段階で認定申請をしたいと思っております。残された課題は、「会員増や会費増などが不足」している点ですが、是非とも、みなさまのご協力をお願いいたします。

*来賓あいさつ（概要）

・県消費生活安全課砂田課長様。「山梨県消費者基本計画」の目標の1つである、「市町村の相談体制の整備」目標が前倒して達成できたという説明などをいただきました（詳しくは裏面をご覧ください）。

・甲府市消費生活センター向山センター長様からは、「適格消費者団体認定」へのエールをいただき、消費生活相談の特徴（高齢者被害が多い、防災無線での情報が有効であり、迅速かつ的確な情報周知が必要）などの説明をしていただきました。

1. 議長選出及び議事録署名人2名の選任について。

- ・議長に、真貝りらさんを選出しました。
- ・書記に黒田健二・中村正紀さんを選任しました。

2. 議事について。

- ・提案は竹野副理事長が行ない、1号~5号議案ごとに個別に審議・採択しました。
- 「第1号議案：2017年度事業報告承認の件」、「第2号議案：2017年度活動計算書承認の件」、
- 「第3号議案：2018年度事業計画承認の件」、「第4号議案：2018年度活動予算承認の件」、
- 「第5号議案：定款変更承認の件」。

◇出席者：「99人」に対し、「本人出席26人・委任状11人・書面議決書43人（全員賛成）」でした。

<各議案に対する主なご意見について>

Q：今後、多くの方に知っていただくために認知度を高めて下さい。知り合いの方などに加入をお勧めする際、見て分かる「リーフレット」があると説明しやすいので、作成していただけませんか？

A：ご意見は、もっともなことと思いますので、作成を検討したいと思います。

予算的な裏付けが必要になりますので、財源含めて検討いたします。

裏面に続く



Q：科学的に根拠のないIT情報が氾濫する中、若い人中心に科学的知識を身に付ける必要があるのではないかと思います。そういう意味では議案書28ページの消費者庁資料は良いと思います。

A：ご意見の通りと思います。支援ネットの活動に消費者教育があるので、そういう中で、ご意見に対する点について考える機会を検討したいと思います。



3. 来賓あいさつ：「山梨県消費者基本計画」の目標である市町村の相談体制の整備状況が報告されました。

◇「消費生活相談センター設置率など」

①人口5万人以上の市は100%設置となりました

・H32年度：5市目標の100%を達成しました。

②人口5万人未満の11市町村は50%設置となりました。

・H32年度：11市町村目標の50%を達成しました。

③消費生活相談員配置率は、23市町村85.2%となりました。

・H32年度：目標の70%以上を達成しました。

◇消費者支援ネットでは、「山梨県消費者基本計画」策定時のパブリックコメントで「全目標について早期に達成するよう」に、意見提出しました。H29年度①②③で達成したことは歓迎したいと思います。

◇県民が住んでいる場所で、より早く相談できる行政体制が消費者被害の防止につながることは全国で実証済みです。残された目標の達成のために今後も必要な協力や意見提出を行ない消費者被害の未然防止に取り組みます。なお、人口5万人以上・5万人以下に拘わらず目標数値は同じにすることを提案しています。

◆ どなたでも会員になれます！ 一緒に活動しませんか。

*2015年7月法人登記

消費者被害の防止や救済のために不当契約・表示等について事業者にも申入れを行ないます。県内の弁護士・司法書士・消費生活相談員（約40名）、学識経験者、生協や一般消費者（団体）など合計100人余の個人・団体が加入しています。消費者被害を防止し、救済する活動に意欲のある方々を歓迎いたします。

昨年は、①「県内探偵業者のクーリングオフ不記載」・「県外司法書士HPの有利誤認表示」・「山梨県相続成年後見団体の特商法違反」勧告を行ない是正させました。②「ITトラブルアンケート」・「消費者講座：不当表示ってどんなもの」を実施し、様々な疑問点や留意点について広く広報し啓発を行ないました。③チラシや広告など多くの「はてな(?)」情報が氾濫する中で、「飲料水表示が読めない」・「使い道の無いクーポン券」・「宿泊チラシでの料金体系明確化」などを申し入れ、改善されました。

*当法人の詳細は、HP「やまなし消費者支援ネット（この名称で検索可能）」をご覧ください。

【正会員】：年会費1口 2,000円、【賛助会員】：年会費1口 1,000円、団体会員枠もあります。

◇年会費は上記活動及び諸経費に使われます。人件費はゼロで、ボランティアで運営されています。

◇寄附金のお願い。当法人の趣旨を早期に実現し、県内外での消費者被害防止等に有効に活かします。

【連絡先】：消費者支援ネット事務局 055-243-2443 FAX055-241-0597

お名前、書類送り先住所等を連絡下さい。 加入に必要な申込書や資料等を郵送いたします。

【お願い】 日常生活で目にする、耳にするCMやチラシ、電話・メール等の勧誘で「はてな(?)」と感じる情報を上記事務局にお寄せいただくようお願いいたします。寄せられた情報は、弁護士・司法書士・消費生活相談員等の専門家が調査・分析し、より早く消費者被害を防ぐための諸活動に活かします。

・また、情報収集等は無料であり、個人情報保護されますので安心してご協力をお願いいたします。